

令和7年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告期限 令和7年1月31日（金）

工場や商店などを営業している、駐車場やアパートなどを貸し付けているなど、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は毎年1月1日現在の状況を所在地の市町村長に申告するよう地方税法第383条で定められていますので提出方よろしくお願いします。

申告書の提出先及びお問い合わせ先

名 称	電話番号	住 所
雲仙市役所	0957-47-7795	雲仙市吾妻町牛口名 714 番地
国見総合支所	0957-78-2111	雲仙市国見町土黒甲 1100 番地
瑞穂総合支所	0957-77-2111	雲仙市瑞穂町西郷辛 1285 番地
愛野総合支所	0957-36-2111	雲仙市愛野町乙 526 番地 1
千々石総合支所	0957-37-2001	雲仙市千々石町戊 582 番地
小浜総合支所	0957-74-2111	雲仙市小浜町北本町 14 番地
南串山総合支所	0957-88-3111	雲仙市南串山町丙 10538 番地 4

雲 仙 市

目次

I 償却資産とは

1. 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 償却資産の種類と具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 償却資産の評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2・3
4. リース資産の取扱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

II 申告に際して

1. 申告していただく方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 申告が必要な資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3. 申告の必要がない資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4. 課税標準の特例を受ける償却資産の取扱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
5. 税率及び税額の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
6. 免税点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
7. 国税との主な違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

III 提出していただく書類について

1. 提出していただく書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
償却資産申告書（償却資産課税台帳） 記入例・・・・・・・・・・・・・7
種類別明細書（増加資産・全資産用） 記入例・・・・・・・・・・・・・8
種類別明細書（減少資産用） 記入例・・・・・・・・・・・・・9

雲仙市では、固定資産税（償却資産）の申告について、地方税ポータルシステム（e L T A X：エルタックス）を利用し、インターネットによる受付を行っております。

環境にやさしく、簡単・便利なエルタックスを、ぜひご利用ください。

※初めてエルタックスをご利用する際には、利用届出書等の事前手続きが必要です。詳しくはエルタックスホームページをご覧ください。

エルタックスホームページ： <https://www.eltax.lta.go.jp>

I 償却資産とは

<1. 償却資産とは>

会社や個人で工場や商店などを経営している方や駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、鉱業権や漁業権、特許権などの無形固定資産、自動車税・軽自動車税の課税対象となっている自動車などは課税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。

<2. 償却資産の種類と具体例>

資産の種類		主な償却資産の例示
① 構築物	構築物	屋上看板等の広告設備、舗装路面（駐車場の舗装）、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、その他土地に定着する土木設備
	建物附属設備	電気設備、給排水設備、衛生設備、店舗内装設備等の建物附属設備のうち固定資産税の家屋として取り扱わなかったもの
②	機械及び装置	工作機械、木工機器、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械及び装置等
③	船舶	貨物船、遊覧船、ボート等
④	航空機	飛行機、ヘリコプター等
⑤	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、その他運搬車（ <u>自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除きます。</u> ）
⑥	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、医療機器、理容及び美容機器、エアコン、事務机・椅子等の家具、ビデオ、金庫、ゲーム機器等

<3. 償却資産の評価方法>

償却資産の評価は償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2} \right)$ =取得価額×A	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ =前年度評価額×B

r：耐用年数に応ずる減価率

A：半年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のA欄の率です。

B：1年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のB欄の率です。

注意 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

○減価残存率表

(これは固定資産税に係る残存率表です。)

耐用 年数	減価率	前年中 取得A	前年前 取得B	耐用 年数	減価率	前年中 取得A	前年前 取得B	耐用 年数	減価率	前年中 取得A	前年前 取得B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

○ 計算例（概算）

評価額の算出方法です。なお、電子計算をしない方法による申告の場合には、雲仙市において計算しますので算出する必要はありません。

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和7年度評価額
エアコン	R6.9	500,000 円	6 年	0.319	500,000 円×0.840(減価残存率表 A 欄) =420,000 円(令和7年度評価額)
テレビジョン	R5.5	250,000 円	5 年	0.369	250,000 円×0.815(減価残存率表 A 欄) =203,750 円(令和6年度評価額) 203,750 円×0.631(減価残存率表 B 欄) =128,566 円(令和7年度評価額)

- ・平成 20 年度の税制改正において、減価償却資産の大括り化及び法定耐用年数の見直しが行われています。
- ・評価額の最低限度額は、取得価額の 100 分の 5 に相当する額です。
- ・課税標準の特例の適用を受ける場合は、適用後の額が課税標準額となります。
- ・課税標準額は、1,000 円未満を切り捨てます。税額は、100 円未満を切り捨てます。
- ・課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されません。
- ・税額は、【課税標準額 × 税率（100 分の 1.4）】で算出します。

<4.リース資産の取扱>

リース資産はその契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方に申告していただく場合があります。

大きく分類するとリース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は、下の表のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約によるリース資産 特徴：賃貸期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産をリース会社が回収するなど。	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
実際の売買にあたるようなリース資産 特徴：リース期間終了後に資産が使用者の所有物となる、期間終了後無償で譲渡される条件で借りている、割賦販売など実質的に所有権留保付き売買と見られるような場合など。	○ (自己資産として申告)	× (申告不要)

Ⅱ 申告に際して

<1. 申告していただく方>

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりなど、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は毎年1月1日（賦課期日）現在の状況を所在地の市町村長に申告するよう地方税法第383条で定められています。

<2. 申告が必要な資産>

賦課期日現在の事業の用に供することができる資産で次に該当するものです。

- ①税務会計上、減価償却となる資産
- ②家屋に施した建築資産・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの
- ③遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- ④耐用年数が1年以上で、取得価額（1個又は1組当り）が10万円以上（3年間の一括償却資産は含まない）の資産
- ⑤建設仮勘定で経理されている資産
- ⑥簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- ⑦償却済資産（減価償却を終わり、残存額のみ帳簿に計上されている資産）
- ⑧他の事業者に事業用として貸付をしている資産
- ⑨賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

<3. 申告の必要がない資産>

- ①自動車税又は軽自動車税の課税対象となるもの
- ②無形減価償却資産（パソコンソフトなど）
- ③無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権など）
- ④果樹、馬、牛、その他の生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告が必要）
- ⑤商品・貯蔵品
- ⑥耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- ⑦取得価額が20万円未満の償却資産で「3年間で一括償却」するもの

<4. 課税標準の特例を受ける償却資産の取扱>

地方税法第 349 条の 3、本法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は申告書「18 備考（添付書類等）」欄に該当する条項を記入してください。また特例の適用を受ける初年度はその特例内容に係る資料を添付してください。

<5. 税率及び税額の算出方法>

税額（100 円未満切捨て）＝課税標準額（1,000 円未満切捨て）×税率（100 分の 1.4）

<6. 免税点>

課税標準の合計額が、150 万円未満の場合は課税されませんが、申告は必要です。

<7. 国税との主な違い>

項 目	固定資産税の取扱（償却資産）	国税の取扱（法人税・所得税）
償却計算の期間	賦課期日（1 月 1 日）	事業年度末日
減価償却の方法	原則として定率法	定額法、定率法の選択制
前年中新規取得資産の償却方法	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
増加償却・陳腐化償却（法人税・所得税）	認められます。	認められます。（法人税・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額（1 円）まで
改良費	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	合算評価

（注）圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

Ⅲ 提出していただく書類について

＜1. 提出していただく書類＞

申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
	R7.1.1 現在において所有している全ての償却資産	R6中に増減した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
			第26号様式	別表1	別表2
			2枚複写 (緑色)	増加資産・全 資産用(緑色)	減少資産用 (赤色)
初めて申告される方	○		○	○	
増加又は減少した資産のある方		○	○※	○	○
増加又は減少した資産のない方			○※		
廃業又は資産所在地を市外に移転された方		○	○※		○
償却資産を所有されていない方			○※		

※ 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄の該当する項目に○をつけてください。

○申告書等の提出先

雲仙市役所税務課固定資産税班又は各総合支所地域振興課まで提出してください。

なお、申告書を郵送される方で、「控用」の返送を希望される方については、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

受付印

令和 年 月 日
雲 仙 市 長 殿

令和 7 年度 ～記入例～

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※ 所 有 者 コ ー ド															
3 個人番号又は法人番号												8 短縮耐用年数の承認		有 ・ 無	
4 事業種目 (資本金等の額)												9 増加償却の届出		有 ・ 無	
5 事業開始年月												10 非課税該当資産		有 ・ 無	
6 この申告に 応答する者の 係及び氏名												11 課税標準の特例		有 ・ 無	
7 税理士等 の氏名												12 特別償却又は圧縮記帳		有 ・ 無	
												13 税務会計上の償却方法		定率法・定額法	
												14 青色申告		有 ・ 無	

所 有 者	(ふりがな) 1 住 所 〔又は納税通 知書送付先〕	〒 859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 7 1 4 番地 (電話 0957-38-3111)
	(ふりがな) 2 氏 名 〔法人にあっては その名称及び代 表者の氏名〕	雲仙 花子 (屋号)

資産の種類		取 得 価 額				計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)			
		前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)					
1	構 築 物	記入してください							
2	機械及び 装置	5,000,000	1,000,000	1,200,000					5,200,000
3	船 舶								
4	航 空 機								
5	車両及び 運搬具								
6	工具、器具 及び備品	2,000,000	500,000	1,800,000					3,300,000
7	合 計	7,000,000	1,500,000	3,000,000					8,500,000

15 市(区)町村内に おける事業所等 資産の所在地	① _____ ② _____ ③ _____
16 借用資産 (有・無)	貸主の名称等
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 ・ 借家
18 備考(添付書類等)	

資産の種類		評 価 額 (ホ)	※ 決 定 価 格 (ヘ)	※ 課 税 標 準 額 (ト)
		十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1	構 築 物			
2	機械及び 装置			
3	船 舶			
4	航 空 機			
5	車両及び 運搬具			
6	工具、器具 及び備品			
7	合 計			

該当する項目に○をつけてください。

① 資産の増減あり 2. 増減なし

3. 該当資産なし

4. 廃業・解散等 (年 月 日)

国見太郎から雲仙花子へ移譲

課税標準の特例 附則〇〇

令和 7 年度

～記入例～

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

※ 所 有 者 コ ー ド										所 有 者 名										1 枚のうち				
										雲仙 花子										1 枚目				
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			(イ) 取 得 価 額				耐 用 年 数	減 価 残 存 率	(ハ) 価 額				※ 課 税 標 準 の 特 例		※ 課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要		
					年 号	年	月	十 億	百 万	千	円			十 億	百 万	千	円	率	コード				十 億	百 万
01	2		高設ベンチ	1	5	6	2			800	000	7	0.									1	2	
02	2		新型金属加工機〇〇〇型	1	5	6	4			12	000	000	10	0.								1	2	特例適用 附則15-41
03	6		電気冷蔵庫	1	5	6	5			1	500	000	6	0.								1	2	
04	6		パソコン	1	5	6	9			300	000	4	0.									1	2	
05													0.									1・2	3・4	
06													0.									1・2	3・4	
07													0.									1・2	3・4	
08													0.									1・2	3・4	
09													0.									1・2	3・4	
10													0.									1・2	3・4	
11													0.									1・2	3・4	
12													0.									1・2	3・4	
13													0.									1・2	3・4	
14													0.									1・2	3・4	
15													0.									1・2	3・4	
16													0.									1・2	3・4	
17													0.									1・2	3・4	
18													0.									1・2	3・4	
小 計				4						14	600	000												

年号
4：平成
5：令和

記入してください

課税標準の特例の適用を受ける
資産については、その適用条項
を記入してください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

令和 7 年度

～記入例～

種類別明細書（減少資産用）

※	所 有 者 コ ー ド									

所 有 者 名										1 枚のうち
雲 仙 花 子										1 枚目

行 番 号	資 産 の 種 類	抹消コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分			摘 要
					年号	年	月				1 売却 3 移動	2 減 失 4 その他	1 全部 2 一部	
01	2		電照設備	1	4	16	3	十億 百万 千 円 1,000,000	7	17	1・2・3・4	1・2	1・2	
02	6		電気冷蔵庫	1	4	17	9	500,000	6	18	1・2・3・4	1・2	1・2	
03											1・2・3・4	1・2	1・2	
04														
05														
06											1・2・3・4	1・2		
07											1・2・3・4	1・2		
08											1・2・3・4	1・2		
09											1・2・3・4	1・2		
10											1・2・3・4	1・2		
11											1・2・3・4	1・2		
12											1・2・3・4	1・2		
13											1・2・3・4	1・2		
14											1・2・3・4	1・2		
15											1・2・3・4	1・2		
16											1・2・3・4	1・2		
17											1・2・3・4	1・2		
18											1・2・3・4	1・2		
小 計				2				1,500,000						

年号
3：昭和
4：平成
5：令和

記入してください

該当する事由に○印を
付けてください